

平成 5年度 第4回	平成15年 5月31日	7,764万円	601~608 689~696 729~736	601~608 689~696 729~736	1876~1900 2151~2175 2276~2300
------------------	----------------	---------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

選 管 告 示

広島市選挙管理委員会告示第15号

平成15年4月3日

平成15年4月3日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第4条の2第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

17,809人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（助役、収入役、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

215,068人

- 3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中 区 33,177人
東 区 31,806人
南 区 36,191人
西 区 47,133人
安佐南区 54,530人
安佐北区 41,470人
安芸区 19,794人
佐伯区 32,704人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第4条の2第15項（同一請求関係市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

148,401人

広島市選挙管理委員会告示第16号

平成15年4月3日

平成15年4月13日執行予定の広島市議会議員一般選挙において、候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成15年4月4日からとします。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

広島市選挙管理委員会告示第17号

平成15年4月3日

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による広島市農業委員会委員の選挙された委員の全員の解任請求に必要な選挙権を有する者の総数の2分の1の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

広島市農業委員会 9,629人

広島市選挙管理委員会告示第18号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

選挙区	金 額
中 区	5,818,600円
東 区	5,731,000円
南 区	5,722,200円
西 区	5,806,900円
安佐南区	6,137,500円
安佐北区	6,017,100円
安芸区	5,912,000円
佐伯区	6,136,500円

広島市選挙管理委員会告示第 19 号

平成 15 年 4 月 4 日

平成 15 年 4 月 13 日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により、次のとおり選任します。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

選挙区	選挙長		同左職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
中区	広島市中区幟町 2 番 13 号	馬場 則行	広島市中区西白島町 12 番 32 号	本山 政晴
東区	広島市東区戸坂南一丁目 15 番 8 号	打田 等	広島市中区舟入本町 7 番 1 号	顔長 孝治
南区	広島市南区大州一丁目 9 番 35 号	三戸とし子	広島市佐伯区美鈴が丘西五丁目 9 番 20 号	津賀 紀計
西区	広島市西区井口台二丁目 33 番 3 号	白田 耕造	広島市西区観音本町二丁目 5 番 19 号	田中 勝
安佐南区	広島市安佐南区西原二丁目 8 番 15 号	河原 和郎	広島市安佐南区八木六丁目 6 番 8 号	新田 卓夫
安佐北区	広島市安佐北区口田五丁目 13 番 22 号	新田 義和	広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目 8 番 17 号	金子 克之
安芸区	広島市安芸区矢野西五丁目 2 番 8 号	小野 裕伸	広島市安芸区中野四丁目 33 番 24 号	池尻 稔
佐伯区	広島市佐伯区五日市中央七丁目 23 番 17 号	原 伸太郎	広島市中区舟入町 11 番 14-1002 号	太田建一郎

広島市選挙管理委員会告示第 20 号

平成 15 年 4 月 4 日

平成 15 年 4 月 13 日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項及び第 80 条第 1 項の規定により、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

選挙区	選挙会の会場	選挙会の日時
中区	中区役所 2 階 第 1 会議室	平成 15 年 4 月 14 日 午前 10 時
東区	東区役所 5 階 講堂	
南区	南区役所 3 階 区長応接室	
西区	西区役所 4 階 研修室	
安佐南区	安佐南区役所 4 階 講堂	
安佐北区	安佐北区役所 2 階 第三会議室	
安芸区	安芸区役所 5 階 講堂	
佐伯区	佐伯区役所 3 階 応接会議室	

広島市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 15 年 4 月 4 日

平成 15 年 4 月 13 日執行の広島市議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条の規定により、選挙会の事務とは併せて行いません。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

広島市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 15 年 4 月 14 日

平成 15 年 4 月 13 日執行の広島市議会議員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、別紙のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

別紙

中区選挙区（7 人）

広島市中区国泰寺町二丁目 5 番 30-404 号	星谷 鉄正
広島市中区江波本町 15 番 8 号	浅尾 宰正
広島市中区吉島東一丁目 9 番 5 号	永田 雅紀
広島市中区河原町 1 番 25-102 号	木山 徳和
広島市中区千田町三丁目 1 番 16 号	宮本 健司
広島市中区白島北町 18 番 2-501 号	皆川 恵史
広島市中区大手町二丁目 5 番 12-803 号	馬庭 恭子

東区選挙区（7 人）

広島市東区牛田本町五丁目 1 番 13 号	碓井 法明
広島市東区牛田新町一丁目 6 番 55-202 号	平木 典道
広島市東区愛宕町 9 番 29 号	佐々木寿吉
広島市東区戸坂山根二丁目 11 番 5 号	橋本 昭彦

広島市東区温品七丁目17番37号

広島市東区牛田本町六丁目2番11-101号

広島市東区温品町1969番地

南区選挙区(8人)

広島市南区翠三丁目15番10号

広島市南区仁保南一丁目9番6号

広島市南区向洋新町二丁目23番39号

広島市南区字品御幸四丁目13番23号

広島市南区皆実町五丁目14番1-1207号

広島市南区向洋新町三丁目7番56号

広島市南区段原四丁目3番4-701号

広島市南区皆実町三丁目7番18号

西区選挙区(10人)

広島市西区井口四丁目33番1-103号

広島市西区南観音三丁目13番6号

広島市西区己斐本町三丁目9番3-1201号

広島市西区草津東二丁目19番7号

広島市西区中広町二丁目23番1号

広島市西区観音新町一丁目9番15号

広島市西区井口一丁目12番14号

広島市西区中広町三丁目1番51-105号

広島市西区南観音町8番43号

広島市西区己斐上四丁目32番17号

安佐南区選挙区(10人)

広島市安佐南区緑井六丁目36番12号

広島市安佐南区祇園六丁目7番1号

広島市安佐南区山本六丁目7番9号

広島市安佐南区沼田町大字件5796番地

広島市安佐南区伴東一丁目28番23号

広島市安佐南区古市一丁目8番5号

広島市安佐南区西原四丁目4番5号

広島市安佐南区高取南二丁目20番4号

広島市安佐南区高取北一丁目51番7-12号

広島市安佐南区上安七丁目3番21号

安佐北区選挙区(8人)

広島市安佐北区あさひが丘三丁目24番29号

広島市安佐北区大林四丁目2番17号

広島市安佐北区安佐町大字飯室3075番地5

広島市安佐北区三入東二丁目47番16号

広島市安佐北区口田二丁目34番20号

広島市安佐北区深川五丁目1番12号

広島市安佐北区口田南八丁目34番10号

広島市安佐北区上深川町822番地の1

安芸区選挙区(4人)

広島市安芸区矢野西六丁目4番2号

広島市安芸区船越一丁目6番14号

広島市安芸区中野五丁目28番9号

広島市安芸区中野二丁目46番22号

佐伯区選挙区(6人)

沖 洋司

村上 厚子

下向井 敏

渡辺 好造

中本 弘

酒入 忠昭

大原 邦夫

川崎 賢治

中原 洋美

松坂 知恒

兼樹 栄二

原 裕治

平野 博昭

山田 春男

柳坪 進

大野 芳博

月村 俊雄

村上 通明

太田 憲二

中森 辰一

山本 誠

海徳 貢

土井 哲男

谷川 正徳

谷口 修

安達千代美

種清 和夫

田尾 健一

八條 範彦

藤井 敏子

竹田 康律

西田 浩

今田 良治

倉本 忠宏

若林 新三

都志見信夫

増井 克志

森本 真治

木島 丘

熊本 憲三

松浦 弘典

沖宗 正明

金子 和彦

広島市佐伯区城山一丁目13番30号

広島市佐伯区三宅三丁目24番29-22号

広島市佐伯区吉見園6番24号

広島市佐伯区河内南二丁目28番10号

広島市佐伯区美鈴が丘西二丁目7番12号

広島市佐伯区五日市中央二丁目3番26-10号 清水 良三

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第17号

平成15年4月3日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬場 則行

1 抹消者数 240人

2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり

別冊 略

広島市中区選挙管理委員会告示第18号

平成15年4月3日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、選挙人名簿の登録から抹消した者のうち、次の者の抹消を取り消しました。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬場 則行

1 抹消の取消者数

抹消の取消理由	男	女	計
転出中止	1	0	1
計	1	0	1

2 抹消の取消をした者の氏名等 別冊のとおり

別冊 略

広島市中区選挙管理委員会告示第19号

平成15年4月3日

平成15年4月13日執行予定の広島県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年広島県条例第25号)第1条第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬場 則行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第 2 0 号

平 成 1 5 年 4 月 3 日

平成 1 5 年 4 月 1 3 日執行予定の広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 5 7 年条例第 6 0 号）第 1 条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬 場 則 行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第 2 1 号

平 成 1 5 年 4 月 4 日

平成 1 5 年 4 月 1 3 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票所は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬 場 則 行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第 2 2 号

平 成 1 5 年 4 月 4 日

平成 1 5 年 4 月 1 3 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び同法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬 場 則 行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第 2 3 号

平 成 1 5 年 4 月 4 日

平成 1 5 年 4 月 1 3 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬 場 則 行

1 広島県議会議員一般選挙

(1) 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区役所 2 階 第 1 会議室

(2) 日 時 平成 1 5 年 4 月 4 日 午後 5 時 1 0 分

ただし、公職選挙法第 8 6 条の 4 第 5 項の規定

による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

① 場 所

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区役所 2 階 第 1 会議室

② 日 時

平成 1 5 年 4 月 1 0 日 午後 5 時 5 0 分

2 広島市議会議員一般選挙

(1) 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区役所 2 階 第 1 会議室

(2) 日 時 平成 1 5 年 4 月 4 日 午後 5 時 4 0 分

ただし、公職選挙法第 8 6 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

① 場 所

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区役所 2 階 第 1 会議室

② 日 時

平成 1 5 年 4 月 1 0 日 午後 6 時

広島市中区選挙管理委員会告示第 2 4 号

平 成 1 5 年 4 月 4 日

平成 1 5 年 4 月 1 3 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条及び第 6 5 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬 場 則 行

1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目 1 番 4 1 号

広島市立国泰寺中学校 体育館

2 日 時 平成 1 5 年 4 月 1 3 日 午後 9 時 2 0 分開始

広島市中区選挙管理委員会告示第 2 5 号

平 成 1 5 年 4 月 4 日

平成 1 5 年 4 月 1 3 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び同法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬 場 則 行

開 票 管 理 者	住 所	広島市中区鞆町 2 番 1 3 号
	氏 名	馬 場 則 行
同上職務 代 理 者	住 所	広島市中区西白島町 1 2 番 3 2 号
	氏 名	本 山 政 晴

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第26号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 馬場 則行

## 1 広島県議会議員一般選挙

- (1) 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室  
(2) 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

## 2 広島市議会議員一般選挙

- (1) 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室  
(2) 日 時 平成15年4月10日 午後5時20分

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第27号

平成15年4月13日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

- 1 抹消者数 53人
2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
別冊 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第16号

平成15年4月3日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打田 等

- 1 抹消者数 252人  
2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり  
別冊 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第17号

平成15年4月3日

平成15年4月13日執行予定の広島県議会議員一般選挙並びに広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条並びに広島市議会議員及び広

島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島市条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

別紙 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第18号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打田 等

別紙 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第19号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

別紙 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第20号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打田 等

## 1 広島県議会議員一般選挙

- (1) 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 講堂  
(2) 日 時 平成15年4月4日 午後5時10分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。  
① 場 所 上記に同じ

② 日 時 平成 1 5 年 4 月 1 0 日  
午後 5 時 5 0 分

2 広島市議会議員一般選挙

(1) 場 所 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号  
広島市東区役所 5 階 講堂

(2) 日 時 平成 1 5 年 4 月 4 日 午後 5 時 4 0 分  
ただし、公職選挙法第 8 6 条の 4 第 5 項の規定  
による届出があった場合は、次のとおり改めて行  
う。

① 場 所 上記に同じ

② 日 時 平成 1 5 年 4 月 1 0 日  
午後 6 時 0 0 分

広島市東区選挙管理委員会告示第 2 1 号

平 成 1 5 年 4 月 4 日

平成 1 5 年 4 月 1 3 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島  
市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法  
（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条及び第 6 5 条の規定によ  
り、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打 田 等

1 場 所 広島市東区光町二丁目 1 5 番 8 号  
広島市立二葉中学校 体育館

2 日 時 平成 1 5 年 4 月 1 3 日 午後 9 時 2 0 分開始

広島市東区選挙管理委員会告示第 2 2 号

平 成 1 5 年 4 月 4 日

平成 1 5 年 4 月 1 3 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島  
市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務を代理すべ  
き者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2  
項及び同法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の  
規定により、次のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打 田 等

|               |     |                       |
|---------------|-----|-----------------------|
| 開 票<br>管 理 者  | 住 所 | 広島市東区戸坂南一丁目 1 5 番 8 号 |
|               | 氏 名 | 打 田 等                 |
| 同上職務<br>代 理 者 | 住 所 | 広島市中区舟入本町 7 番 1 号     |
|               | 氏 名 | 吉 長 孝 治               |

広島市東区選挙管理委員会告示第 2 3 号

平 成 1 5 年 4 月 4 日

平成 1 5 年 4 月 1 3 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島  
市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあつ  
た開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときは同一  
の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人

以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めま  
す。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打 田 等

1 広島県議会議員一般選挙

(1) 場 所 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号  
広島市東区役所 5 階 講堂

(2) 日 時 平成 1 5 年 4 月 1 0 日 午後 5 時 1 0 分

2 広島市議会議員一般選挙

(1) 場 所 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号  
広島市東区役所 5 階 講堂

(2) 日 時 平成 1 5 年 4 月 1 0 日 午後 5 時 2 0 分

広島市東区選挙管理委員会告示第 2 4 号

平 成 1 5 年 4 月 1 3 日

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の規定によ  
り、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打 田 等

1 抹消者数 6 9 人

2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり  
別冊 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 1 7 号

平 成 1 5 年 4 月 3 日

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の規定によ  
り、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 三 戸 と し 子

1 抹消者数 1 7 9 人

2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり。  
別冊 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 1 8 号

平 成 1 5 年 4 月 3 日

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 1 の規  
定により、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 三 戸 と し 子

1 抹消者数

（単位：人）

| 抹 消 理 由   | 男 | 女 | 計 |
|-----------|---|---|---|
| 住 民 票 作 成 | 2 | 1 | 3 |
| 計         | 2 | 1 | 3 |